

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十四年十二月四日から平成二十五年三月四日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するよう提出してください。

平成二十四年十二月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ橿原坊城店

所在地 橿原市東坊城町字六反田二四二一

二 変更しようとする事項

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四箇所

位置 届出書添付図面のとおり

（変更後）出入口の数 五箇所

位置 届出書添付図面のとおり

三 届出年月日

平成二十四年十一月十九日

四 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

五 縦覧期間

平成二十四年十二月四日から平成二十五年三月四日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで